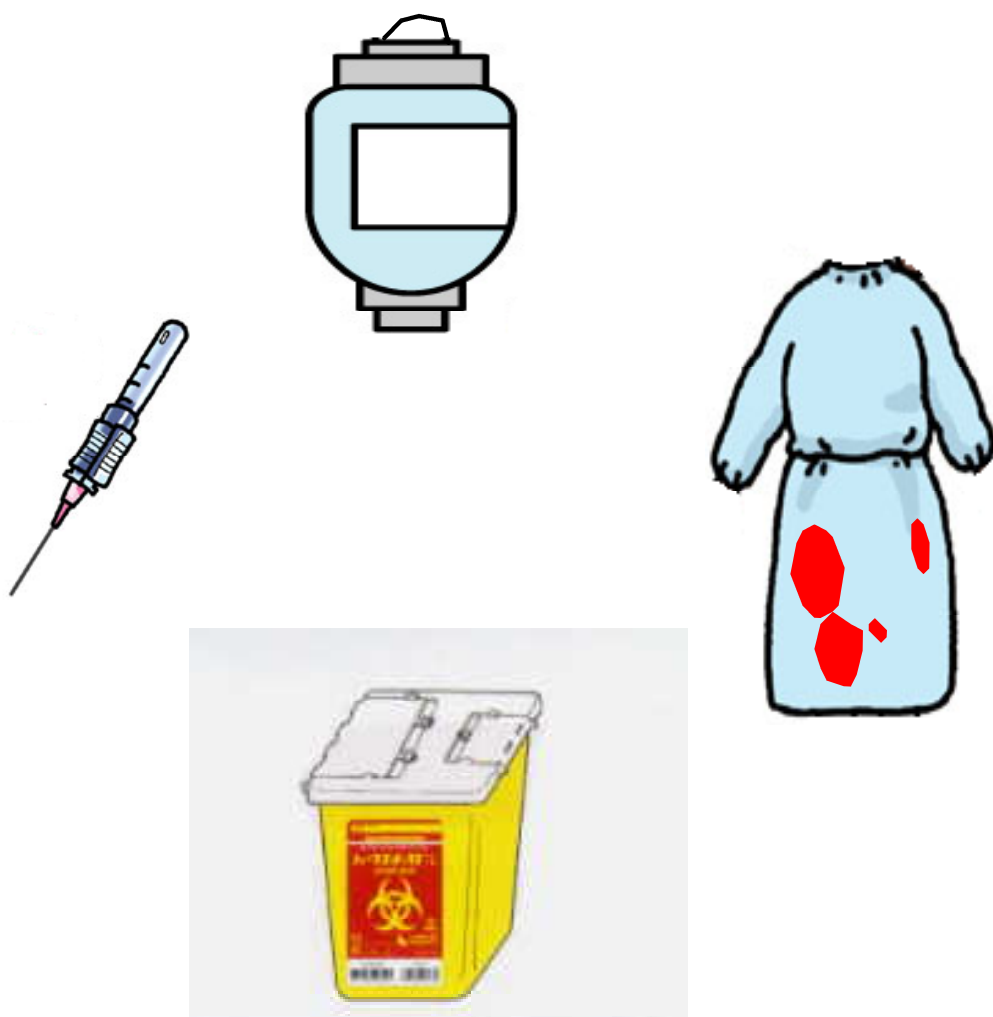


[改訂版]

感染性廃棄物ハンドブック

～感染性廃棄物の適正な処理のために～



徳 島 県

県民環境部環境総局環境整備課

目 次

◆ はじめに	1
◆ 感染性廃棄物とは	2
◆ 医療関係機関等における感染性廃棄物の管理	4
◆ 医療関係機関等における感染性廃棄物の処理	6
◆ 感染性廃棄物の処理の委託	8
◆ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等	10
◆ マニフェスト使用の流れ	12
◆ 感染性廃棄物の収集運搬及び保管	13
◆ 廃棄物処理業者が行う感染性廃棄物の処分	14
◆ 新型インフルエンザ対策	15
◆ 在宅医療廃棄物について	17
◆ 感染性廃棄物ハンドブックに関する参考情報	18
◆ (資料1) 感染性廃棄物の判断フロー	19
◆ (資料2) 感染症ごとの紙おむつの取扱い	20
◆ (資料3) 輸液点滴セットについて	21
◆ (資料4) 透析等回路について	21

はじめに

医療関係機関等から生じる廃棄物につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行当初は、例えば注射針であれば金属くずとして、他の産業廃棄物と同様に取扱われていました。

しかしながら、平成3年法改正により、爆発性、毒性、感染性等の有害な特性を有する廃棄物は、特別管理産業廃棄物及び特別管理一般廃棄物として取り扱われることとなったことを皮切りに、累次の法改正により取扱いの変更がなされ、排出事業者の責任強化、罰則の強化が図られています。

この「感染性廃棄物ハンドブック」は、医療関係機関等の皆様が、排出事業者として感染性廃棄物の適正な管理及び処理に役立てることができるよう、環境省策定の「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成24年5月改訂）、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年3月）及び「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」（平成20年3月）を、わかりやすく解説した冊子として作成しました。

医療関係機関等の皆様においては、この冊子を十分に御活用いただき、感染性廃棄物の適正な管理及び処理に努めてください。

感染性廃棄物ハンドブックで用いる法令等の省略形

省略形	法令名
・ 廃棄物処理法 ・ 法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
・ 令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
・ 規則	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

感染性廃棄物とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物を「特別管理産業廃棄物」及び「特別管理一般廃棄物」と定めており、感染性廃棄物は、「特別管理産業廃棄物」若しくは「特別管理一般廃棄物」に含まれます。

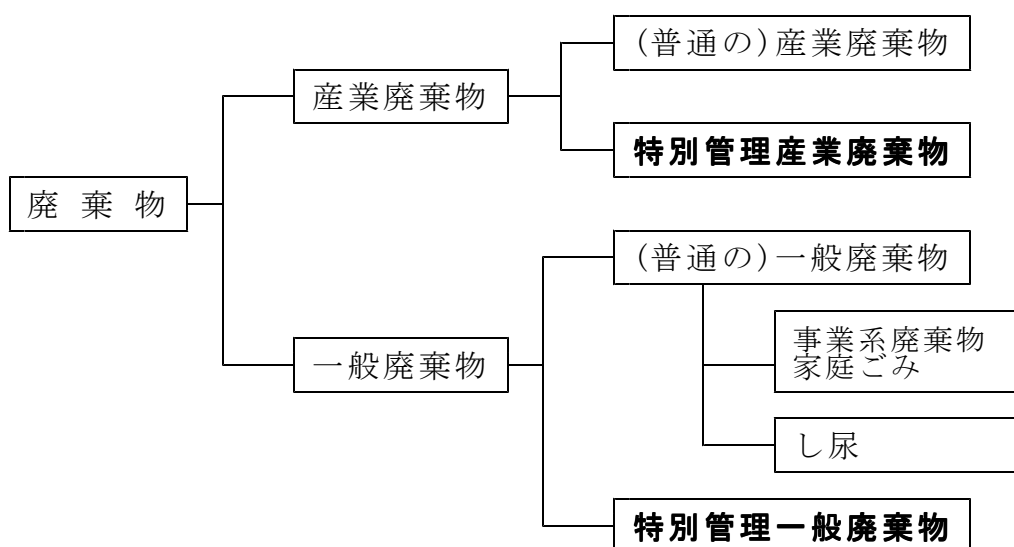
感染性廃棄物とは、医療関係機関等(※)から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物のことです。

産業廃棄物として法に定められた20種類の廃棄物のうち医療関係機関等から発生する血液(廃アルカリ又は汚泥)、注射針(金属くず)等の感染性廃棄物であるものを「感染性産業廃棄物」といいます。また、産業廃棄物以外の包帯、ガーゼ、脱脂綿等の廃棄物のうち感染性廃棄物であるものを「感染性一般廃棄物」といいます。

感染性廃棄物は、発生の段階から処理されるまで常に注意して取り扱う必要があります。医療関係機関等は発生した廃棄物を的確に判断した上で、適正に処理しなければなりません。

具体的な判断については、「感染性廃棄物の判断フロー」(資料1参照)により判断することができますが、これで判断できない場合であっても、専門的知識を有する者(医師、歯科医師及び獣医師)が感染のおそれがあると判断した廃棄物については感染性廃棄物としてください。

(※) 医療関係機関等：病院、診療所(保健所、血液センター等はここに分類される。)、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関(医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。)をいう。



医療関係機関等から発生する主な廃棄物

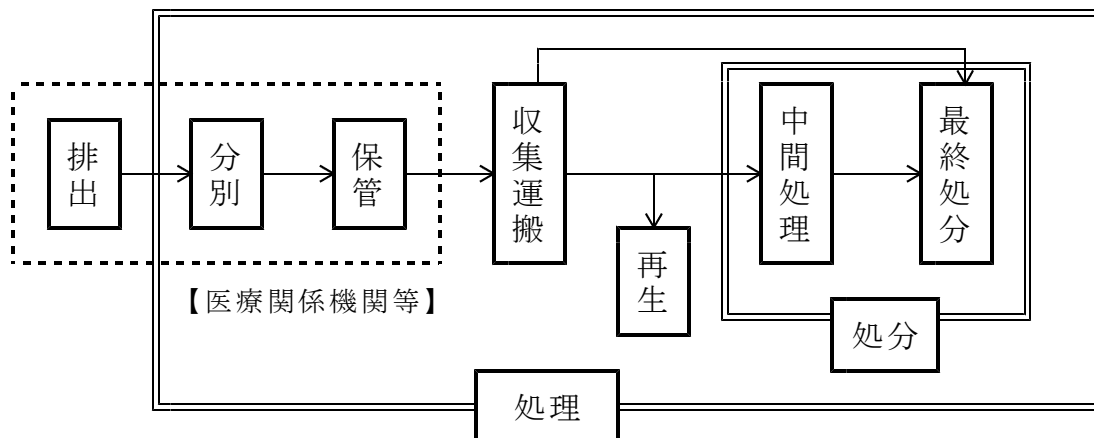
種類	例
燃え殻	焼却灰
汚泥	◎血液（凝固したものに限る。）、検査室・実験室等の排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
廃油	クロロホルム、給食に使った食用油、冷凍機やポンプ機の潤滑油、その他の油（アルコール、キシレン、有機溶剤）
産業廃棄物	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他酸性廃液
廃アルカリ	レントゲン現像廃液、◎血液検査廃液、◎廃血液（凝固していない状態のもの）、その他アルカリ性廃液
廃プラスチック類	合成樹脂の器具、レントゲンフィルム、ビニルチューブ、その他の合成樹脂製のもの
ゴムくず	天然ゴムの器具類等
金属くず	金属性機械器具、◎注射針、金属性ベッド、その他の金属製のもの【鋭利なものは感染性産業廃棄物と同等の取扱い。】
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの【ガラス器具等破損した鋭利なものは感染性産業廃棄物と同等の取扱い。】
ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの

(注) 「◎」は**感染性産業廃棄物**

一般廃棄物	紙くず類、厨芥、○血液等が付着した包帯・ガーゼ・脱脂綿、木くず、皮革類、○臓器・組織、○実験動物の死体、一般廃棄物を焼却した「燃え殻」等 ※紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体は、特定の事業活動から排出される産業廃棄物であり、医療関係機関等から排出されるこれらの廃棄物は一般廃棄物に区分される。
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 「○」は**感染性一般廃棄物**もしくはその留意が必要なもの

廃棄物の処理の流れ



医療関係機関等における感染性廃棄物の管理

1 感染性廃棄物の処理体制

医療関係機関等は、医療行為等によって生じた廃棄物について、一般廃棄物は市町村の指示に従い、産業廃棄物は自らの責任において、「自ら処理する」もしくは「処理業者に処理を委託する」などにより適正に処理しなければなりません。

なお、感染性産業廃棄物の収集運搬業者は感染性一般廃棄物の収集運搬を、感染性産業廃棄物の処分業者は感染性一般廃棄物の処分を、それぞれ行うことができます。

(参照) 法第14条の4第17項、規則第10条の20

2 感染性廃棄物の管理体制

医療関係機関等の管理者等は、施設内で発生する感染性廃棄物を適正に処理するために、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置き、管理体制の充実を図らなければなりません。

この場合、管理者等自らが「特別管理産業廃棄物管理責任者」となることもできます。

感染性廃棄物に係る特別管理産業廃棄物管理責任者の資格

- (イ) 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士
- (ロ) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (ハ) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者

※「特別管理産業廃棄物管理責任者」の資格取得については、県の窓口までお問い合わせ下さい。

(参照) 法第12条の2第8項、規則第8条の17

3 処理計画の作成

医療関係機関等の管理者等は、施設内で発生する感染性廃棄物の種類、発生量等を把握し、感染性廃棄物の適正な処理が行われるよう処理計画を定めるよう努めてください。

- (1) 発生状況
- (2) 分別方法
- (3) 施設内の収集運搬方法
- (4) 滅菌等の方法（施設内で処理を行う場合に限る。）
- (5) 梱包方法

- (6) 保管方法
- (7) 収集運搬業者及び処分業者の許可証、委託契約の写し（処理業者に委託する場合に限る。）
- (8) 緊急時の関係者への連絡体制

※処理計画は関係者に周知するとともに必要に応じて見直してください。

4 管理規程の作成

医療関係機関等の管理者等は、施設内で発生する感染性廃棄物について必要に応じて感染性廃棄物の具体的な取扱方法や注意事項等を定めた管理規程を作成し、これを施設内の関係者に周知徹底してください。

5 処理状況の帳簿記載及び保存

医療関係機関等の管理者等は、感染性廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを常に把握し、処理の実績について下記の事項を記載した帳簿を備え、これを1年毎に閉鎖するとともに、閉鎖後5年間保存しなければなりません。

帳簿作成に当たっては、紙マニフェスト又は電子マニフェストを使用した際の受渡確認票若しくはダウンロードデータが帳簿の記載事項を網羅していれば、これらを時系列的に保存することで帳簿の記載・備え付けに代用できます。

なお、焼却施設（小型炉含む。）を設置している場合は、事業場の内外にかかわらず帳簿を備えなければなりません。

帳簿の記載事項

1 運搬

- (1) 感染性廃棄物が生じた医療関係機関等の名称及び所在地
- (2) 運搬年月日
- (3) 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
- (4) 積替え又は保管を行う場合は、積替え又は保管場所ごとの搬出量

2 処分

- (1) 感染性廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地
- (2) 処分年月日
- (3) 処分方法ごとの処分量
- (4) 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

(参照) 法第12条第13項、法第12条の2第14項、規則第8条の5、規則第8条の18

6 多量排出事業者

前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上、または前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である医療関係機関等は、廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、知事に提出するとともに、その翌年度には当該計画の実施状況について報告しなければなりません。

(1) 次に掲げる事項を記載した計画書を、当該年度の6月30日までに提出すること。

- ・ 計画期間
- ・ 医療関係機関等において現に行っている事業に関する事項
- ・ (特別管理)産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- ・ (特別管理)産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- ・ (特別管理)産業廃棄物の分別に関する事項
- ・ 自ら行う(特別管理)産業廃棄物の再生・処分に関する事項
- ・ (特別管理)産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(2) その計画の実施の状況を、翌年度の6月30日までに定められた様式により報告すること。

(3) 提出は電子メール等で行うこと。

アドレス kankyouseibika@pref.tokushima.lg.jp

※提出・報告されたものは、県によりインターネットで公表されます。

◆多量排出事業者の処理計画に係る様式等ダウンロードページ

<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2004043000032/>

(参照) 法第12条第9項～第11項、規則第8条の4の5、規則第8条の4の6、規則第8の4の7、法第12条の2第10項～第12項、規則第8条の17の2、規則第8条の17の3、規則第8条の17の4

医療関係機関等における感染性廃棄物の処理

1 分別

感染性廃棄物は、公衆衛生の保持及び病原微生物の拡散防止の徹底の観点から、発生時点において他の廃棄物と分別しなければなりません。

ただし、感染性廃棄物と同時に発生する他の廃棄物を感染性廃棄物と同等の取扱いをする場合については分別する必要はありません。

2 施設内における移動

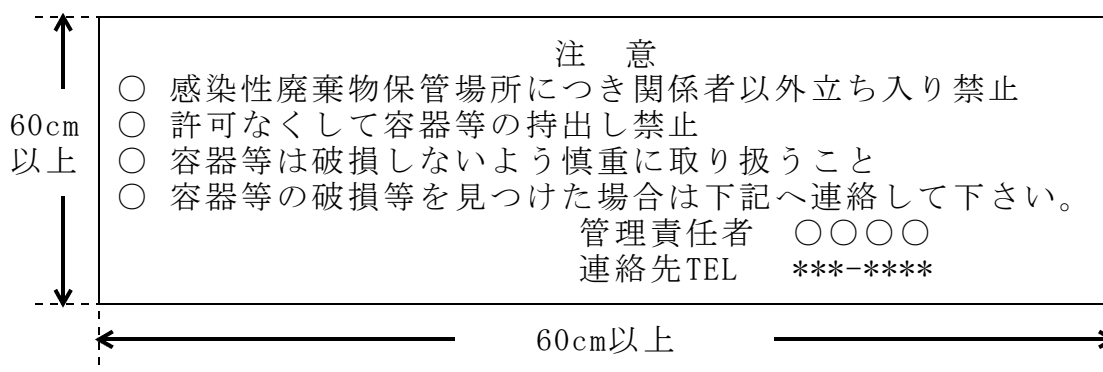
感染性廃棄物を施設内において移動するときは、蓋のついた容器に入れて蓋をするなど、移動の途中で廃棄物が飛散・流出するおそれがないように移動させてください。

3 施設内における保管

- (1) 感染性廃棄物が運搬されるまでの保管は極力短期間としてください。
- (2) 感染性廃棄物の保管場所は、関係者以外立ち入れないように配慮し、仕切りなどで他の廃棄物と区別して保管しなければなりません。
- (3) 感染性廃棄物の保管場所には、関係者の見やすい箇所に感染性廃棄物であることの表示及び取扱いの注意事項等を記載しなければなりません。




(参照) 法第12条の2第2項、規則第8条の13

保管場所の表示例



4 梱包・表示

- (1) 感染性廃棄物は、必ず容器に収納して収集運搬することになっているため、あらかじめ感染性廃棄物の性状に応じ、収納しやすく破損しにくい容器に入れて密閉しなければなりません。

廃棄物の種類	梱包の方法	バイオハザードマークの色
液状又は泥状のもの (血液等)	漏洩しない密閉容器に入れ密封する。	赤色 
固形状のもの (血液等が付着した ガーゼ等)	二重の丈夫なプラスチック袋または堅牢な容器に入れ密封する。	橙色 
鋭利なもの (注射針、メス等)	耐貫通性のある堅牢な容器に入れ密封する。	黄色 

- (2) 感染性廃棄物を収納した容器には、関係者が識別できるようにバイオハザードマーク等を付けてください。マークを付けない場合には容器に「感染性廃棄物」と明記したうえで「液状又は泥状」、「固形状」、「鋭利なもの」などのように、感染性廃棄物である旨及び取扱う際に注意すべき事項を表示してください。
- (3) 非感染性廃棄物を収納した容器は、必要に応じて非感染性廃棄物であることを明記したラベルを付けることを推奨します。

(参照) 令第6条の5第1項、規則第1条の11の2

5 施設内処理

発生した感染性廃棄物を医療関係機関等の施設内で自ら処理する場合は、次の方法により感染性を失うよう処理しなければなりません。

- (1) 焼却設備を用いて焼却する方法
- (2) 熔融設備を用いて熔融する方法
- (3) 高圧蒸気滅菌（オートクレーブ）装置を用いて滅菌する方法（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）
- (4) 乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）
- (5) 消毒する方法（肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法とし、さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。ただし、感染症法及び家畜伝染病予防法に規定する疾患に係る感染性廃棄物にあっては、当該法律に基づく消毒。）

感染性廃棄物の処理の委託

医療関係機関等は、感染性産業廃棄物の処理を廃棄物処理業者に委託する場合は、事前に収集運搬業者及び処分業者それぞれと書面により委託契約を結ばなければなりません。

委託にあたっては、許可証の写し等により処理業者の業の区分（収集運搬業、処分業）、許可品目に「感染性産業廃棄物」が含まれていること、許可の期限や条件及び処理施設の処理能力等の事項について必ず確認してください。

委託契約書には、次に掲げる事項の条項を含めたうえで許可証の写しを添付してください。

なお、再委託を行う場合は、あらかじめ医療関係機関等が承認した場合に限ります。

- (1) 委託する感染性廃棄物の種類及び数量
- (2) 感染性廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
- (3) 感染性廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の

場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力

- (4) 感染性廃棄物の中間処理を委託するときは、その中間処理後の最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
- (5) 委託契約の有効期間
- (6) 委託者が受託者に支払う料金
- (7) 受託者が感染性廃棄物の収集運搬業又は感染性廃棄物の処分業の許可を有する場合には、その事業の範囲
- (8) 感染性廃棄物の運搬に係る委託契約にあつては、受託者が当該委託契約に係る感染性廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる感染性廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限
- (9) 委託者の有する委託した感染性廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
 - ア 感染性廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - イ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等感染性廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ウ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - エ その他感染性廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- (10) 委託契約の有効期間中に当該感染性廃棄物に係る(9)ア～エの情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- (11) 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- (12) 委託契約を解除した場合の処理されない感染性廃棄物の取扱いに関する事項

※委託契約書及び添付書面は契約終了から5年間の保存義務があります。

◆産業廃棄物委託契約書(ひな形)ダウンロードページ
<http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/01/index.html>

(参照) 法第12条第5項、法第12条の2第5項、令第6条の2、規則第8条の4、規則第8条の4の2、規則第8条の16の4

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等

1 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付

医療関係機関等が感染性産業廃棄物の処理を廃棄物処理業者に委託する場合は、引き渡しと同時に産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）に必要な事項を記入して交付しなければなりません。

また、処理を委託した感染性産業廃棄物が最終処分まで適正に処理されたことを廃棄物処理業者から返送されるマニフェストの写しにより確認しなければなりません。

2 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の作成

医療関係機関等は、前年度（4月1日～3月31日）に交付したマニフェストについて「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を作成し、毎年6月30日までに知事に提出しなければなりません。

なお、マニフェストの交付に代えて電子マニフェストを利用した分については「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の提出は不要です。

3 マニフェスト交付に係る留意事項

- (1) 感染性産業廃棄物の引渡しと同時に交付すること
- (2) 感染性産業廃棄物の種類ごとに交付すること
- (3) 運搬先が複数ある場合は、運搬先ごとに交付すること
- (4) 感染性産業廃棄物の数量及び受託者の氏名又は名称がマニフェストに記載された事項と相違ないことを確認のうえ交付すること
- (5) 交付したマニフェストの控え（A票）は、医療関係機関等で交付日から5年間保管すること
- (6) 送付を受けたマニフェストは5年間保存しなければならないこと

4 事故等の報告

次の場合には速やかに廃棄物の処理状況を把握し、生活環境の保全上の支障の除去、または発生防止のために必要な措置を講じるとともに、期間が経過した日から30日以内に知事に報告しなければなりません。

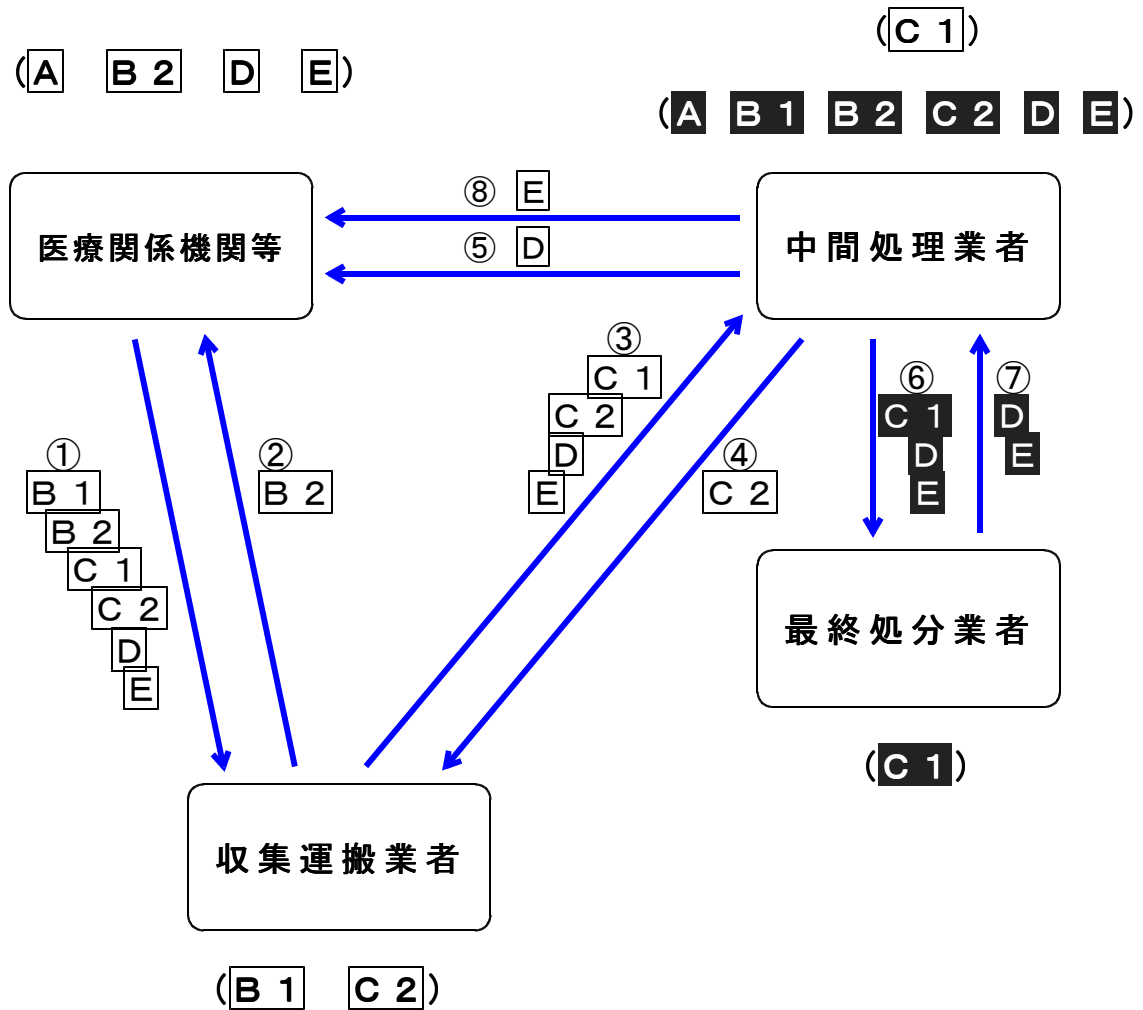
- (1) 感染性産業廃棄物のマニフェスト交付日から60日以内（産業廃棄物にあっては90日以内）にB2票及びD票の写しの送付を受けないとき
- (2) 交付日から180日以内にE票の写しの送付を受けないとき
- (3) 未記載や虚偽記載のマニフェストを受けたとき
- (4) 産業廃棄物処理業者から処理困難通知を受けたとき

◆産業廃棄物管理票交付等状況報告書ダウンロードページ

<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2007060800036/>

（参照）法第12条の3、法第12条の5、規則第8条の20、規則第8条の21、規則第8条の26～29、規則第8条の36

マニフェスト使用の流れ



- A 票 排出事業者の控え
- B 1 票 運搬業者の控え
- B 2 票 運搬業者から排出事業者に戻送され、運搬終了を確認
- C 1 票 処分業者の控え
- C 2 票 処分業者から運搬業者に返送され、処分終了を確認
- D 票 処分業者から排出事業者に戻送され、処分終了を確認
- E 票 処分業者から排出事業者に戻送され、最終処分終了を確認

注 1) **A** ~ **E** は、一時マニフェストを表す。

A ~ **E** は、二次マニフェストを表す。

注 2) () 内 は、当該伝票の保管場所を示す。

感染性廃棄物の収集運搬及び保管

1 収集運搬及び保管

- (1) 感染性廃棄物の収集運搬にあたっては、感染性廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように行い、かつ、感染性以外の廃棄物等と混合するおそれのないように、他の廃棄物と区分して収集または運搬しなければなりません。ただし、他の廃棄物を感染性廃棄物と同等に取り扱う場合は、この限りではありません。
- (2) 感染性廃棄物の収集運搬に係る保管は、積替えの場合を除き、行うことはできません。

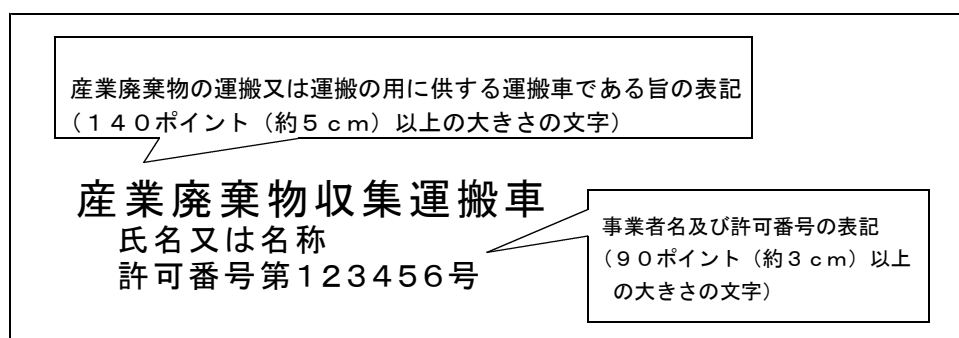
(参照) 令第6条の5第1項第1号

2 運搬車両への表示及び書面の備え付け等

- (1) 収集運搬する車両等は、感染性廃棄物の容器が車両等より落下したり、悪臭が漏れるおそれのない構造のものとしなければなりません。
- (2) 収集運搬車両の車体の外側には、産業廃棄物の収集運搬車両である旨等を見やすいように表示してください。
- (3) 収集運搬車両には、「許可証の写し」及び「マニフェスト」（電子マニフェストの場合は電子マニフェスト加入証及び運搬する産業廃棄物の種類・量を記載した書面又はこれらの電子情報）を備え付けておいてください。

(参照) 規則第7条の2の2

収集運搬業者の運搬車両の表示例



廃棄物処理業者が行う感染性廃棄物の処分

1 処理業者による処分

感染性廃棄物の処理業者は、最終処分を行う前に焼却等により感染性を失わせなければなりません。

また、焼却や溶融を行う場合は、梱包した状態のままで行ってください。

2 処分方法

感染性廃棄物は、次の方法により感染性を失わせなければなりません。

- (1) 焼却設備を用いて焼却する方法
- (2) 溶融設備を用いて溶融する方法
- (3) 高圧蒸気滅菌（オートクレーブ）装置を用いて滅菌する方法（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）
- (4) 乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）
- (5) 消毒する方法（肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法とし、さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。ただし、感染症法及び家畜伝染病予防法に規定する疾患に係る感染性廃棄物にあっては、当該法律に基づく消毒。）

3 作業上の注意事項

- (1) 感染性廃棄物を処理施設に投入する場合は、作業中の感染の危険性を避けるため、梱包した状態のままで行ってください。
- (2) 処分に直接従事する職員が、感染性廃棄物により感染症に罹患しないよう、安全に作業を行うとともに、健康管理に留意してください。
- (3) 焼却又は溶融を行う設備は、焼却又は溶融を完全に行うことのできるものを使用し、かつ、生活環境の保全上支障が生じないようにしなければなりません。
- (4) 産業廃棄物処理施設を用いて処分する場合は、法令等に規定する構造基準及び維持管理の基準に従って処分しなければなりません。

(参照) 法第15条第1項、法第15条の2の3、法第15条の2の4

新型インフルエンザ対策

1 排出される廃棄物の取扱い

新型インフルエンザについては、インフルエンザの一種であることを踏まえれば、廃棄物の適正処理の観点からは通常インフルエンザに係る廃棄物の処理と同程度の取扱いで十分と考えられます。

そのため、これらの廃棄物は「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づく方法で適正に処理すれば、廃棄物を媒体とした新たな感染をもたらすおそれはないと考えられます。

2 医療関係機関等から排出される感染性廃棄物への対応

新型インフルエンザ患者の急激な増加等によっては、排出される感染性廃棄物が増加し、感染性廃棄物処理業者の処理能力の超過や廃棄物処理業者の罹患等により廃棄物処理が滞ることも懸念されます。

そのため、新型インフルエンザ流行時の医療体制の確保の観点からも、流行期において排出される廃棄物の処理を確保するための対策を検討することが必要です。

(医療関係機関等における対策)

- ① 保管場所における保管容量が十分であることを検討し、必要に応じ、保管能力（期間）を拡充するため、新たに廃棄物の保管場所を確保する。
- ② 現在の委託業者以外の処理業者に廃棄物を追加的に委託することも想定し、あらかじめ、別の処理業者と協議しておき、状況に応じ、迅速に処理を委託できるようにする。
- ③ 廃棄物の保管容器やゴミ袋等の廃棄物処理に必要な物資については、使用量の増加や製造業者の事業自粛等により不足するおそれがあることから、状況に応じ、備蓄量を増やす等の対策を検討する。

3 廃棄物処理業者が取るべき措置

(1) 事業継続計画の策定

廃棄物処理業者は、新型インフルエンザの発生に備えて、未発生期の段階から新型インフルエンザ対策を検討し、新型インフルエンザ発生時にはその対策を実施することが必要です。

具体的には、各廃棄物処理業者が、産業医や産業保健推進センター等も活用しつつ、新型インフルエンザ対策の体制の整備、感染防止策、新型インフルエンザ発生時の事業継続のための重要業務の特定等を検討し、これらを事業継続計画として取りまとめ、事前の準備を進めるとともに、新型インフルエンザが発生した際には、事業継続計画に従って、感染防止策等の事業継続のための対策を実施することです。

事業継続計画は、廃棄物処理業者の従業員及び廃棄物処理事業の継続に必要な取引事業者の感染や事業への影響を最小限に抑える目的で、できる限り事態の進展に応じたものであることが必要です。

また、廃棄物処理業者は、各都道府県等で策定している新型インフルエンザ行動計画や各事業の特性、その規模等に応じた事業継続計画を策定することが求められます。

(2) 廃棄物処理業者における感染防止策

廃棄物処理業者において想定される感染防止策（例）は次のとおりです。

業務の内容	感染防止策（例）
収集運搬	<ul style="list-style-type: none"> ・手袋、マスク等の個人防護具の使用 ・肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用 ・積卸し作業終了後の消毒薬（携行可能な速乾性擦式消毒用アルコール製剤等）による手指消毒の実施 ・事務所に戻った際の手洗い及び手指消毒、うがいの実施 ・運搬車両の定期的な清掃及び消毒の実施
処分	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の手選別や運転席が開放された状態の重機の運転等、廃棄物に接触する作業員の個人防護具（手袋、マスク等）の使用 ・肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用 ・作業終了後の手洗い及び手指消毒、うがいの実施 ・施設等の定期的な清掃及び消毒の実施
事務所における業務	<ul style="list-style-type: none"> ・接客や窓口業務等では、対人距離を保持するほか、マスク等の個人防護具の使用、手洗い及び手指消毒を実施（訪問者に対しても必要と思われる感染防止策を実施） ・訪問者の立入（場所、人数等）を制限 ・訪問者の氏名、住所の把握 ・従業員及び訪問者の出入口を限定し、事務所入室前の体温測定の実施（発熱がある場合、入室を禁止） ・事務所内の定期的な清掃及び消毒の実施 ・訪問スペースへの手洗い場所の設置 ・窓口等でのガラス等の仕切りの設置 ・出張や会議の削減（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤前の体温測定※ ・ラッシュ時の通勤及び公共交通機関の回避（時差出勤、在宅勤務等） ・通勤時のマスクの着用 ・人混みや繁華街への不要不急な外出を控える ・帰宅時の手洗い、うがいの徹底 ・体調管理（十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとり、規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つ）

※体温測定によりインフルエンザ様症状（38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等）がある場合は出勤しない等の対応をとることが重要である。

4 県及び市町村が取るべき措置

県は、新型インフルエンザの国内流行期においても、県内の廃棄物処理が安定的に行われるよう、廃棄物処理事業の継続や廃棄物の適正処理の確保に関して、産業廃棄物の適正な処理が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、一般廃棄物に関する処理責任が十分果たされるよう、市町村に対し技術的助言を行うよう努めなければなりません。

また、市町村は域内の医療関係機関等の処理状況を把握し、処理能力の超過が懸念される場合には、市町村の焼却施設での受け入れや人的支援など、県と連携して必要な対策を検討しなければなりません。

在宅医療廃棄物について

1 在宅医療廃棄物の法令上の分類

在宅医療廃棄物は、在宅医療に関わる医療処置に伴い家庭から発生する廃棄物であることから、一般廃棄物に分類されます。

そのため、市町村の一般廃棄物処理計画に従い、生活環境の保全上支障が生じることがないように収集運搬及び処分する必要があります。

2 現段階で最も望ましい処理方法

在宅医療廃棄物は、原則として市町村に処理責任がありますが、現段階で最も望ましい処理方法として、国は次の方法が考えられるとしています。

- (1) 注射針等の鋭利な物は、医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する。
- (2) その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理する。

(参照) 「在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理について」

(平成17年9月8日付け環境省通知)

3 医療関係機関等の役割

在宅医療廃棄物のうち、特に感染性の危険が高いと判断される廃棄物については、訪問した医師等が持ち帰るとともに、医師等の訪問を伴わない場合においても、在宅療養で患者が使用したものについては医療関係機関等が回収することが望ましいとされています。

4 県及び市町村の役割

市町村は、在宅医療廃棄物の処理について、上記「2 現段階で最も望ましい処理方法」の検討や、医療関係者と地域の実情に応じた在宅医療廃棄物の処理を行うための合意形成に努める一方で、在宅医療を行う患者の利便性等も考慮した処理方法を確立していく役割を担っています。

また、県は市町村の求めに応じて在宅医療廃棄物の処理に関する必要な援助や助言を行う役割を担っています。

感染性廃棄物ハンドブックに関する参考情報

- ◆ **廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル**
(平成24年5月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual.pdf>

- ◆ **廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン**
(平成21年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/guideline.pdf>

- ◆ **在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き**
(平成20年3月 在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会)
http://www.env.go.jp/recycle/misc/gl_tmwh/index.html

- ◆ **多量排出事業者の処理計画の策定について** (徳島県Webサイト)
<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2004043000032/>

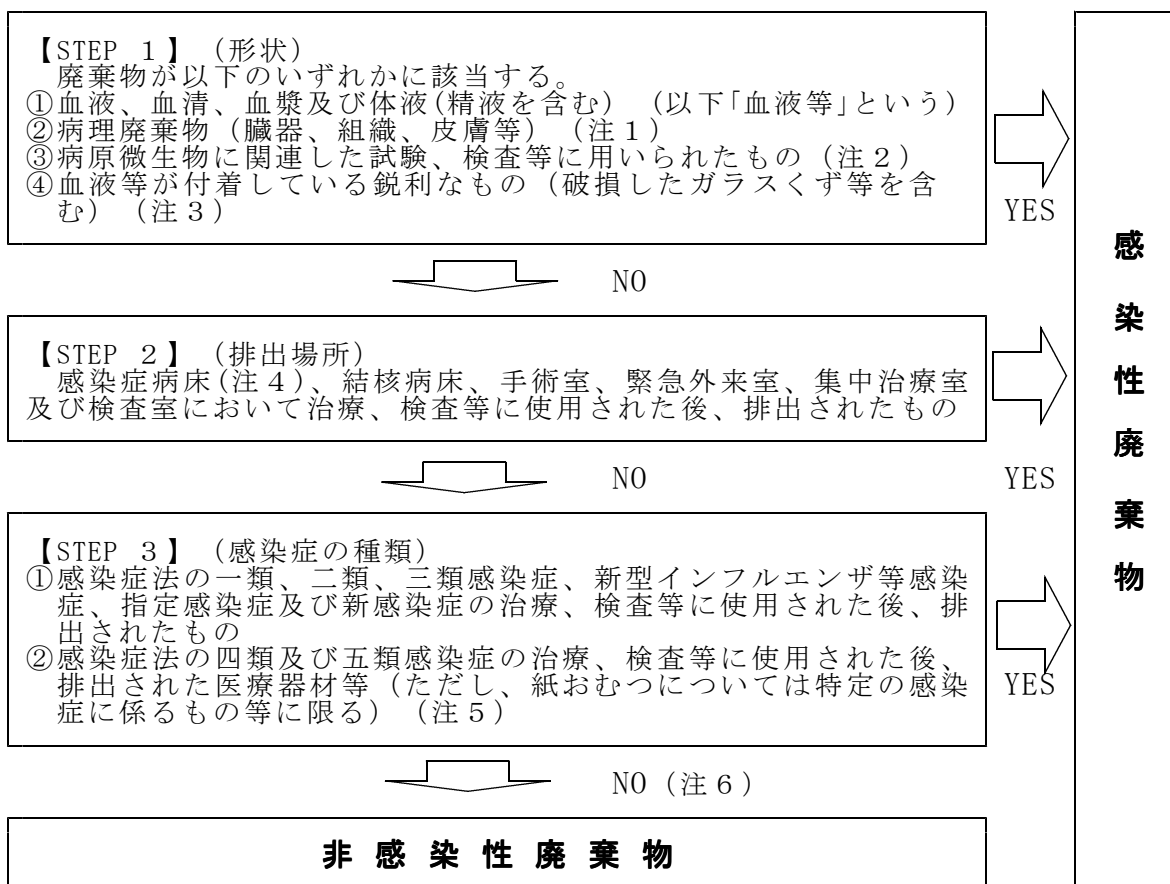
- ◆ **産業廃棄物委託契約書（ひな形）ダウンロードページ**
(全国産業廃棄物連合会)
<http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/01/index.html>

- ◆ **産業廃棄物管理票交付等状況報告書ダウンロードページ**
(徳島県Webサイト)
<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2007060800036/>

- ◆ **電子マニフェストシステム**
(日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター)
<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/top.html>

- ◆ **徳島県産業廃棄物処理業許可業者名簿** (徳島県Webサイト)
<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2005061000035/>

(資料1) 感染性廃棄物の判断フロー



※次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

- ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- ・血液等が付着していない鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む)

(注1) ホルマリン漬臓器等を含む。

(注2) 病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

(注3) 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

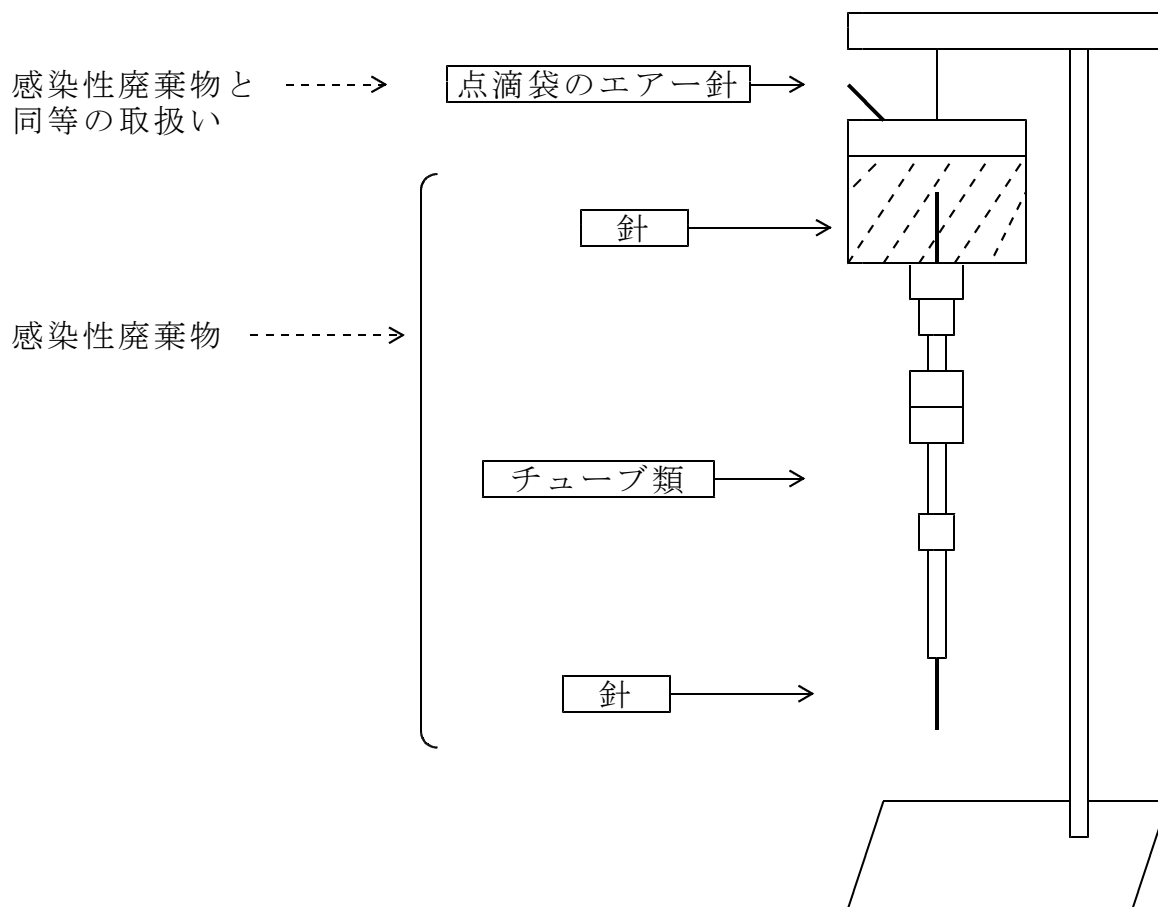
(注4) 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

(注5) 医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスプレイの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液パック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿等)、紙おむつ、標本(検体標本)等

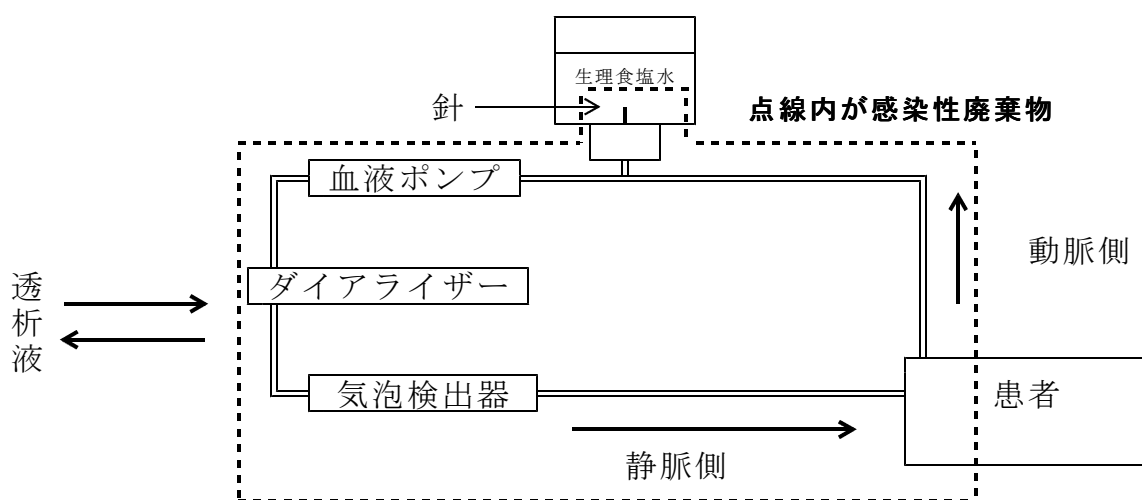
なお、インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつは、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

(注6) このフローで判断できないものについては、医師等(医師、歯科医師及び獣医師)により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

(資料3) 輸液点滴セットについて



(資料4) 透析等回路について



ダイアライザー、チューブ等血液が含まれる部分については感染性廃棄物に該当する。